

電気通信番号規則の一部改正について

【諮問第 1198号】

<目 次>

資料 87-1-1 報告書

資料 87-1-2 「電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）

資料 87-1-3 答申書（案）

参考資料 1 改正概要

参考資料 2 新旧対照表

平成20年2月15日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

電気通信番号委員会
主査 酒井 善則

報 告 書

平成19年12月18日付け諮問第1198号をもって諮問された事案については、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当であると考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集
(卸先電気通信事業者のサービスを受ける利用者に関する
携帯電話の番号ポータビリティの措置について)
に寄せられた意見及びそれに対する考え方 (案)

平成20年2月15日

情報通信審議会

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集
(卸先電気通信事業者のサービスを受ける利用者に関する携帯電話の番号ポータビリティの措置について)
に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計1件)		
	意見提出者	代表者氏名等
1	株式会社インフォニックス	代表取締役社長 浅野 浩志

意 見	考 え 方
<p>卸先電気通信事業者(MVNO)が関係するMNPの手続きが、エンドユーザから見て、電気通信事業者(MNO)間で提供されているものと同等の品質(手続きに要する時間、手間など)で行われる必要があることを反映して頂きたくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インフォニックス】</p>	<p>今回の改正により、080/090 番号の指定を受けた電気通信事業者(MNO)に対して、卸先電気通信事業者(MVNO)の加入者の番号ポータビリティによる転出入について、ルーティング変更などのシステム上の措置を講ずることを義務付けることとなりますが、番号ポータビリティの受付等の手続きについては、MNO に対して制度上義務付けるものではなく、MNO と MVNO との間の協議により決定されることが適当と考えます。</p> <p>なお、利用者にとって簡便で利用しやすい手続きとなるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが適当と考えます。</p> <p>以上の趣旨について、総務省において再改定が進められている「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映されることが適当と考えます。</p>

(案)

資料 87-1-3

平成20年2月15日

総務大臣
増田寛也 殿

情報通信審議会
会長 庄山悦彦

答申書

平成19年12月18日付け諮問第1198号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部改正について

I 改正の概要

携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別する電気通信番号（080/090）の指定を受けた電気通信事業者に対して、当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）の電気通信役務の提供を受ける利用者に関する携帯電話の番号ポータビリティの措置を義務付けることを内容とする電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の改正を行う。

II 経緯

- (1) 携帯電話の番号ポータビリティについては、平成18年11月施行の電気通信番号規則の改正により、携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別する電気通信番号（080/090）の指定を受けたすべての電気通信事業者に対して、番号ポータビリティの措置が義務付けられているところ。
- (2) 今般、電気通信番号規則において、卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける利用者の携帯電話の番号ポータビリティの措置についても、当該指定を受けた電気通信事業者に対して義務付けることとする。

III 改正案の内容

- (1) 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号（080/090）の指定を受けた電気通信事業者は、卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける利用者の双方向の携帯電話の番号ポータビリティ（卸先電気通信事業者から他の電気通信事業者への変更（第1号）、他の電気通信事業者から卸先電気通信事業者への変更（第2号）並びに当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間の変更（第3号））を可能とするための措置を講じなければならないこととする。（第20条関係）
- (2) 本改正案は、公布の日から施行することとする。（附則関係）

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置</p> <p>第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。）について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者（卸先電気通信事業者を除く。）に変更で</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置</p> <p>第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。）について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定を受けた電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置</p>

きるようにするための措置

二 他の電気通信事業者（卸先電気通信事業者を除く。）の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようなするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

第五章 雑則

第二十一条～第二十二条（略）

別表第一～別表第四（略）

様式第一～様式第四（略）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

二 他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者に変更できるようにするための措置

第五章 雑則

第二十一条～第二十二条（略）

別表第一～別表第四（略）

様式第一～様式第四（略）